

裁判によらず 話し合いで解決へ ～司法書士による震災調停(ADR)～



令和8年熊本地震に関するトラブルについて、熊本県司法書士会調停センターが無料で話し合いの場をご提供します。司法書士が双方のお話を丁寧に伺い、中立の立場で話し合いをサポートします。

対象となる主な相談例

地震によりアパートに住めない期間があり、家賃について話し合いたい。

倒れた塀が隣家の車を傷つけてしまい、修理費について話し合いたい。

被災建物の解体をめぐり、家族間で意見がまとまらない。

※ご利用前に、事案が話し合いに適しているか確認するため、事務担当者が事前に内容を伺います。プライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。

**手数料等は
全て無料**

話し合いによる紛争解決の流れ

1 手続案内申込

QRコードまたはFAXによる申込となります。裏面記載の申込QRコードからご入力いただくか、手続案内申込書をご記入のうえ、FAXでお送りください。

2 受付面談

事務担当者が利用希望者へ話し合いセンターの手続きについて説明をします。

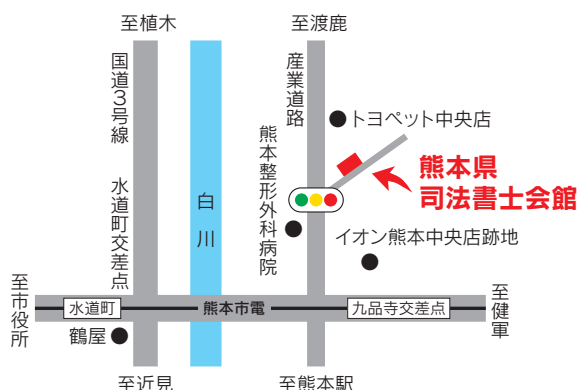
3 話し合い (調停)申立

申立書を提出後、事務担当者が相手方に連絡して出席をお願いします。
相手方が期日(話し合い)に出席されない場合は、手続きを進められません。
※相手方が参加拒否、または参加意思不明の場合、手続きは終了します。

4 話し合い (調停)期日

所定の研修を受けた司法書士が申立人と相手方との「話し合い」による解決のお手伝いをします。

5 話し合い(調停)成立



熊本県司法書士会調停センター

〒862-0971 熊本市中央区大江4丁目4-34(熊本県司法書士会館内)
TEL.096-364-2889 FAX.096-363-1359

【交通アクセス】

- 市電「九品寺交差点」下車 徒歩3分
- バス「熊本整形外科病院前」下車 徒歩3分
「新屋敷一丁目」下車 徒歩3分

<https://kumashi.jp/>

令和8年熊本地震の
相談会情報も
掲載しています。



熊本県司法書士会
ホームページ

Q1. 調停ってなに？

- 申立をする人とその相手方が、ひとつのテーブルで一緒に話し合います。
- 司法書士が間に入って調整します。
- 司法書士は中立の立場で話し合いを精一杯サポートします。
- お互いに熊本地震による被害のこと、気持ち、考え方を伝えてください。

Q2. 費用はどのくらいかかるの？

- 全て無料です。
- 解決しても、解決しなくても調停手続の手数料はかかりません。
- 地震によるトラブルの解決支援のためですので、間に入る司法書士の報酬も発生しません。

Q3. 調停はいつ・どこであるの？

- 原則として、熊本県司法書士会館で行ないます。
- 申立をする人と相手方のご希望に応じて、お近くの場所で行うこともできます。
- WEB(オンライン)での調停にも対応しています。
- 調停の日時は、平日の昼間だけでなく、夜間に行うこともできます。
- 土曜日や日曜日の調停も可能です。
- 裁判所へ行くことが困難という方もご利用いただけます。

Q4. 期間はどのくらいかかるの？

- 原則として、3回以内の話し合いにより解決することを想定しています。
- 順調に話し合うことができれば2ヶ月ぐらいで終了できる予定です。

Q5. 法律相談はできますか？

- 公正・中立な立場で話し合いをサポートするために、担当者から一方への法的なアドバイスはできません。
- 法律相談をご希望の方は別の窓口をご紹介しますので、お電話にてお問合せいただくか、熊本県司法書士会ホームページをご覧ください。



震災調停は、原則として熊本県司法書士会が手続のご案内・事前のご相談から調停手続まで行いますが、一時に多数の申立が重なる等の事情がある場合は、調停手続について九州圏内の司法書士会調停センターが担当する場合があります。調停を行う場所については、申立をする人と相手方のご希望に応じて調整します。またWEB（オンライン）での調停にも対応しています。

WEBでの
申し込みはこちら



←申込 QR コード

QR コードよりアクセスし、フォームにご入力ください。

FAXでの
申し込みはこちら

震災調停（ADR）手続案内申込書 ご記入のうえ、FAX でお送りください。

（送信先 熊本県司法書士会事務局 **FAX:096-363-1359**） 令和 年 月 日

申立人	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな	電話番号
	住所	ふりがな 〒	携帯
相手方	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな	電話番号
	住所	ふりがな 〒	携帯